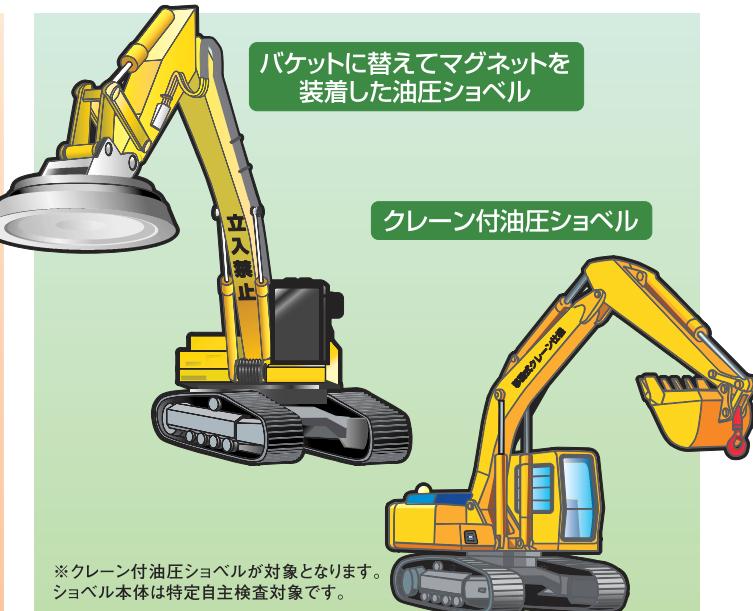
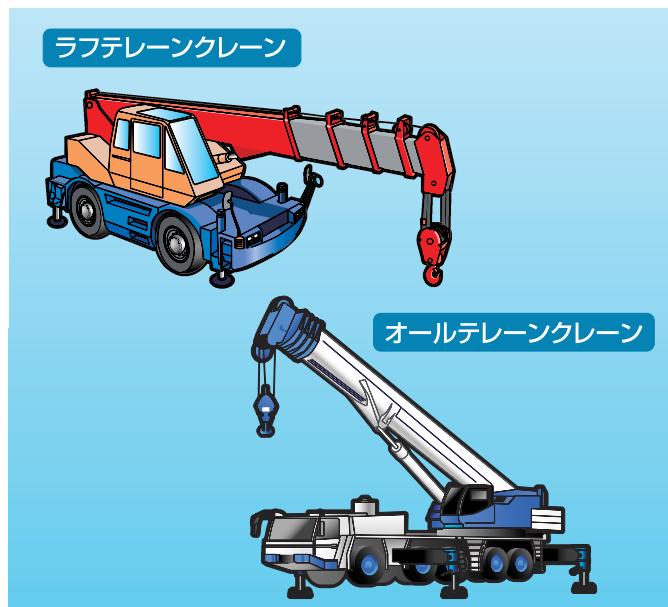


移動式クレーンの定期自主検査は プロ【建機工認定検査者】にお任せください!



移動式クレーンの定期自主検査対象機械は「移動式クレーン」、「クレーン機能を備えた車両系建設機械」及び「バケットに替えてマグネットを装着した油圧ショベル」です。定期自主検査は、豊富な経験・知識を持った【建機工認定検査者】にご用命下さい。【建機工認定検査者】が、検査を終了した機械には、建機工発行の検査【済】ステッカを貼付致します。

移動式クレーンのゼロ災は、建機工の願いです 定期自主検査は【建機工認定検査者】にお任せ下さい

◆定期自主検査とは

移動式クレーンを使用する事業者は、移動式クレーンの災害防止を目的として、労働安全衛生法第45条及びクレーン等安全規則第79条により、定期自主検査の実施とその結果を記録し3年間の保存が義務付けられています。違反した場合は50万円以下の罰金に処せられます。

◆異常があったら

事業者は定期自主検査の結果、異常が認められたときは直ちに補修しなければなりません(クレーン等安全規則39条)。補修を必要とする場合は、建機工の会員会社と関係を有するサービス会社等にご用命下さい。

◆建機工認定移動式クレーン定期自主検査者制度

建機工認定移動式クレーン定期自主検査者制度は、移動式クレーン定期自主検査を移動式クレーンを使用する事業者に代って【建機工認定検査者】が実施する制度です。【建機工認定検査者】が検査を実施することにより、機械の不具合や故障の兆候を早期に発見し、災害を未然に防止すること、検査水準を正しく維持し検査の質的向上を図ることを目的としています。

近年の移動式クレーンは、安全性向上のためのメカトロ化、高性能化により構造や装置が複雑化しています。【建機工認定検査者】は、5年毎に更新講習を受講し、検査技術の維持向上に努めています。定期自主検査は最新の機械技術を習得し、移動式クレーンの運転資格と、豊富な検査経験・知識を持った【建機工認定検査者】にご用命下さい。【建機工認定検査者】が、検査を終了した機械には、建機工発行の検査【済】ステッカを貼付致します。

建機工認定移動式クレーン定期自主検査者制度参加会社

(株)アイチコーポレーション／カーゴテック・ジャパン(株)／(株)加藤製作所／
キャタピラー／(株)クボタ／コベルコ建機(株)／コマツ／新明和工業(株)／
住友建機(株)／(株)タダノ／長野工業(株)／日本車輌製造(株)／
日立建機(株)／(株)日立建機ティエラ／住友重機械建機クレーン(株)／
古河ユニック(株)／(株)前田製作所／ヤンマー建機(株)

お問い合わせ先